

新規事業について

● 延長保育

保護者の就労の事情により認定保育時間内に送迎ができない場合、最長 19 時まで延長保育を行います。別紙『延長保育申請書』の提出が必要です。

土曜 1 日保育を利用している場合、17 時まで保育を行いますので、短時間認定児は 16 時を過ぎますと、17 時までの 30 分毎に延長料金が発生いたします。（標準時間認定児は無料です）

○ 延長利用時間

標準時間認定；18 時 30 分～19 時

短時間認定：16 時～19 時

○ 利用料金

30 分延長毎に 100 円、月額限度額は 5,000 円となります。

時間を少しでも超えた場合は、料金を追加徴収させていただきます。

○ お支払いについて

延長保育利用料確認簿を確認いただき、利用料金を翌月 15 日までにおおつき保育所でお支払い下さい。

お支払いが滞る場合、延長保育の実施をお断りさせていただきますのでご了承ください。

● 土曜 1 日保育

保護者の就労状況により家庭での保育ができない場合にのみ利用することができます。別紙『土曜 1 日保育申請書』の提出が必要です。月末(25 日)までに申請書の提出をお願いします。

● 一時預かり保育

保育所に入所していない子について、家庭における保育が一時的に困難となった場合に保育所で保育を行います。(事前に予約が必要)

○ 利用時間

8時～17時

○ 受入月齢

10カ月～

○ 利用料金

半日利用：1,000円(8時～12時30分)、1日利用：2,000円

● 0歳児保育

今まで満1歳を迎えてからの受け入れをしていましたが、令和2年度より満10ヶ月を迎えた翌月からの利用が可能となりました。(令和3年度からは満6ヶ月を迎えた翌月からの利用を検討しています)

● 病後児保育(体調不良児対応型)

看護師の配置が決まりましたので、令和2年度より病後児保育(体調不良児対応型)を実施いたします。

体調不良児対応型は、保育所に通園し、保育中に体調不良となった児童が対象です。

保護者が迎えにくるまでの間、看護師が保育所内の病後児保育室を利用し、体調不良児の安静を確保します。他の児童及び職員等への感染防止にも努め、保護者が迎えに来た際の症状の説明を行います。